五　猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示　二八　四

六　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　二八　四

七　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件　二八　特5　一

○個人情報保護委員会

二　個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、認定個人情報保護団体の認定業務の廃止届受領の件　二八　五

○金　融　庁

一〇　店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件の一部を改正する件　一〇　二

一一　電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件　二一　二

一二　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件　二六　37　七

○デジタル庁

三　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　二八　40　二九

○デジタル庁、総務省

五　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　二八　40　二〇

六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二八　40　二四

○総　務　省

二四　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　一四　三

二五　令和四年総務省告示第三百二十四号の一部を訂正する件　一四　30　六

二六　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件　二五　三

二七　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件　二五　三

二八　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件　二五　三

二九　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件　二六　二

三〇　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件　二六　二

三一　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件　二六　二

三二　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件　二六　三

三三　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件　二六　三

三四　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件　二六　三

三五　市の境界変更の件　二六　三

三六　特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件　二七　38　一四

三七　特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件　二七　38　一四

三八　特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件　二七　38　一五

三九　構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件　二七　38　一六

四〇　四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び一〇・五GHzを超え一〇・五GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る表示の方法を定める件　二七　38　一六

四一　周波数割当計画の一部を変更する件　二七　38　一六

四二　元売業者を指定した件の一部を変更した件　二八　五

四三　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　二八　40　二九

四四　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二八　40　二三

四五　政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件　二八　40　二四